

調査ライン		概要	事前協議を要する機関	
			海上保安部	九州電力
a	A-3 E-1,2	海上からの調査で発電所への入構を要する調査ライン	○	○
b	C-1 E-3	陸上からの調査で発電所への入構を要する調査ライン	—	○
c	C-2	海上からの調査で発電所への入構を要さない調査ライン	○	—
d	B-3,4 D-1,3	陸上からの調査で発電所への入構を要さない調査ライン	—	—

・「a」「b」については事前に九州電力に連絡の上、当日の入構手続きをすること(詳細については、当センターと協議を行うこと)。

・「a」「c」については唐津海上保安部が定める様式に従って事前に調査許可を得ること。

